

坂町立坂中学校校務運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、坂町立坂中学校の校務を適正かつ円滑に運営するために、坂町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（以下「学校管理規則」という。）第36条の規定に基づき、校務運営の必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この「規程」における「職員」とは、広島県教育委員会の任命に係わる校長・教頭・事務長・教諭・養護教諭・講師・事務職員、並びに坂町教育委員会の任命に係わる用務員・講師・介助員をいう。

(職務)

第3条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4条 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

また、校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長が欠けた時は校長の職務を行う。

第5条 事務長は、学校経営に関し校長を補佐し、校長の命を受け、事務を掌理する。

第6条 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第7条 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第8条 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第9条 保健主事は、校長の監督を受け、保健に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第10条 教諭は、生徒の教育をつかさどる。

第11条 養護教諭は、生徒の養護をつかさどる。

第12条 事務職員は、事務に従事する。

第13条 講師は、教諭に準ずる職務に従事する。

第14条 職員の職種別職務内容は別に定める。

第2章 校務運営に関する事項

(運営委員会)

第15条 校務を円滑かつ適正に運営するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は校長が招集し、主宰する。

第16条 運営委員会は、校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事及び学

年主任、研究主任、並びに校長が必要と認める職員をもって構成する。

第17条 運営委員会は、次の事項について協議する。

- 一 緊急を要する事項
- 二 学校ビジョン・教育目標に関する事項
- 三 校務運営における組織・分掌・学年に関する事項
- 四 学校行事に関する事項
- 五 施設・設備に関する事項
- 六 学校徴収金等に関する事項
- 七 その他校長が必要と認める事項

(職員会議)

第18条 校長の職務の円滑な執行を補助させるために、職員会議を置く。

- 2 職員会議は、校長が必要と認める事項について、教職員間の意思疎通、共通理解の促進などを行う。
- 3 職員会議は校長が招集し、主宰する。

第19条 職員会議は、常勤職員（必要に応じて非常勤を含む。）をもって構成する。

第20条 職員会議で取り上げる事項については、校長が決定する。

第21条 職員会議に、司会及び記録者を置く。

- 2 司会は、会議の進行等を行う。
- 3 司会は教頭、記録は教務主任が行う。
- 4 記録者は、会議録に第22条に規定する事項を記録する。

第22条 会議録に、次の事項を記載する。

- 一 会議実施の年月日、時刻
 - 二 会議で取り上げた事項及びその内容
 - 三 連絡及び協議・確認事項
 - 四 その他必要事項及び記録者名
- 2 会議録は、校長が確認し、教頭が保管する。

(校務分掌・校務運営組織)

第23条 校長は、その権限に属する事務を職員に分掌させるため、学校管理規則第30条に基づき、校務分掌を定めるものとする。

- 2 校長は前項の校務分掌を定めるにあたっては、法令、条例及び規則等に従う。
- 3 前2項に定めるもののほか、校務分掌に必要な事項は校長が定める。

第24条 校務を円滑に運営するため、次の部を置く。

- 一 教務部、進路指導部、生徒指導部、保健部、事務部
- 二 学年部
- 三 教科部

- 2 各部に、主任及び部員を置く。
 - 3 各部の校務分掌分担は、別に定める。
 - 4 校務運営組織図は、別に定める。
 - 5 各部の協議事項は、校長に報告して承認を得なければならない。
- 第25条 校長は校務を円滑に運営するため、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、研究主任、司書教諭及び学年主任を命免する。
- 2 校長は前項に規定する主任・主事のほか、必要があるときは校務を分担する主任等を置くことができる。(道徳教育推進教師、特別支援教育コーディネーター)
 - 3 第24条に規定する各部の部長は、第1項に規定する主任・主事等をもって、これに充てる。
 - 4 主任・主事等は、校長の監督を受けて、当該部に係る教育計画・教育活動に関する事項について立案計画・連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 第26条 学級担任・教科担任の命免は、校長が行う。
- 第27条 部活動の顧問の命免は、校長が行う。
- (委員会・会議)
- 第28条 校務及び各部を円滑に運営するため、次の会議及び委員会等を置く。
- 一 不祥事防止対策委員会
 - 二 学校評価委員会
 - 三 生徒指導対策委員会
 - 四 いじめ防止対策委員会
 - 五 特別支援教育推進委員会
 - 六 体罰、セクシャル・ハラスメント相談窓口
 - 七 学校評議員
 - 八 学校関係者評価委員会
 - 九 学校保健委員会
 - 十 学校衛生委員会
- 2 校長は、必要に応じて、前項の会議及び委員会を招集することができる。
- (学校評議員)
- 第29条 学校管理規則第34条の3に基づき、学校評議員を置く。
- 2 学校評議員は坂中学校の職員以外の者で、教育に関する識見を有する者のうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。
- (体罰、セクシャル・ハラスメント相談窓口)
- 第30条 生徒に対する体罰並びに教職員及び生徒を対象としたセクシャル・ハラスメントに係る相談を受け付けるために、「体罰、セクシャル・ハラスメント相談窓口」を設置する。

- 2 担当者は校長が指名する。
- 3 担当者は次の業務を遂行する。
 - 一 教職員及び生徒・保護者から、暴力、体罰及びセクシャルハラスメント等に係わる相談を受け付ける。
 - 二 相談事項について速やかに校長に報告し、他への守秘を厳守する。
 - 三 校長は相談事項に対し、速やかに事実確認し、必要な措置を講ずるものとする。

(不祥事防止対策委員会)

第31条 教職員の不祥事防止に向けた取組を計画的に行い、信頼される学校づくりを進めるために、不祥事防止委員会を設置する。

- 2 不祥事防止委員会は、運営委員会の職員をもって構成する。

(学校評価委員会)

第32条 学校管理規則第2条の2に基づき、教育活動とその他の学校運営の状況について、自ら評価を行うために、学校評価委員会を置く。

- 2 「学校評価委員会」は、校長、教頭、教務主任及び生徒指導主事並びに校長が必要と認める職員をもって構成する。
- 3 委員会は年3回開催し、評価結果を年2回公表する。

(生徒指導対策委員会)

第33条 問題行動及び不登校の未然防止と、不登校生徒の学校復帰等に向けた取組を進めるために、生徒指導対策委員会を設置する。

- 2 生徒指導対策委員会は、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー並びに校長が必要と認める職員をもって構成する。

(いじめ防止対策委員会)

第34条 いじめの未然防止と、いじめについての相談・支援及び指導・助言体制づくり等いじめ防止に向けた組織的・積極的な取組を進めるために、いじめ防止委員会を設置する。

- 2 いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー並びに校長が必要と認める職員をもって構成する。

(特別支援教育推進委員会)

第35条 生徒一人一人の教育的ニーズに応じて能力や可能性を最大限に伸ばすための適切な支援を進めるために、特別支援教育推進委員会を設置する。

- 2 特別支援教育推進委員会は、生徒の実態把握や個別の支援・指導計画作成、教科書選定、校内研修等による啓発活動について協議する。
- 3 特別支援教育推進委員会は校長、教頭、教務主任及び特別支援教育コーディネーター並びに校長が必要と認める職員をもって構成する。

(学校関係者評価委員会)

第36条 学校が行った自己評価の結果をもとに、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行う

ために、学校関係者評価委員会を設置する。

2 学校関係者評価委員会設置要項は、校長が別に定める。

(学校保健委員会)

第37条 心身ともに健全な生徒を育成するために健康の保持増進及び健康教育の充実を図るために学校保健委員会を設置する。

2 学校保健委員会設置要項は、校長が別に定める。

(学校衛生委員会)

第38条 教職員の健康の保持増進を図るために学校衛生委員会を設置する。

2 学校衛生委員会設置要項は、校長が別に定める。

(事務処理)

第39条 学校における事務処理は、校長決裁により行う。

2 校務決裁規程は校長が別に定める。

第3章 職員の勤務に関する事項

(職員の服務)

第40条 職員の服務は、地方公務員法第30条から第38条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条第2項及び坂町立学校職員服務規程に基づくほか、校長の定める服務管理規程による。

第4章 施設・設備の管理

第41条 警備及び防火の計画並びに責任分担は校長が定める。

第42条 前条に定めるもののほか、学校の施設及び設備の管理について必要な事項は校長が定める。

第5章 その他

第43条 この規程の実施に関して必要な細則は、校長が別に定める。

第44条 この規程の改正は、必要に応じて、校長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日に改訂し、施行する。

この規程は、令和3年4月1日に改訂し、施行する。